○松浦市がんばる中小企業応援補助金交付要綱

平成２７年３月２５日

告示第５７号

改正　平成２９年３月２４日告示第４９号

平成３０年９月２８日告示第１３８号

令和４年３月２５日告示第４１号

令和５年３月２４日告示第２６号

（趣旨）

第１条　この告示は、松浦市内における中小企業の振興に資するため、新創業及び新事業の促進並びに経営改革を行う中小企業者等に対し、予算の定める範囲内で松浦市がんばる中小企業応援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、松浦市補助金等交付規則（平成１８年松浦市規則第３５号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等　次に掲げるものをいう。

ア　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項各号のいずれかに該当する事業者

イ　法人税法（昭和４０年法律第３４号）第４条第１項に規定する法人税を納める義務がある人格のない社団に該当するみなし法人

ウ　収益事業を行う一般社団法人または一般財団法人

(2) 創業　次のいずれかに該当する場合をいう。

　ア　事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２２９条の届出書を提出し、新たに事業を開始する場合

イ　事業を営んでいない個人が、新たに法人を設立し、事業を開始する場合

（補助の対象者）

第３条　補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に主たる店舗又は事業所を有する中小企業者等（個人で事業を営む者にあっては、市内に住所を有するもの。）

　(2) 市税の滞納がない者

　(3) 特定創業奨励事業を申請する者にあっては、次のいずれかに該当するもの

ア　創業後５年未満で特定創業認定を受けた者であって、事業継続の期間が当該認定日から２年以上３年未満のもの

イ　特定創業認定を受けた創業希望者のうち当該認定日から１年以内に創業している者であって、事業継続の期間が創業日から２年以上３年未満のもの

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

　(1) 政治、宗教、特定の人物に対する支持を目的として事業を行う者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくはその構成員（構成員でなくなった日から５年を経過しない者を含む。）の統制下にある者

(3) その他、市長が適当でないと認める者

（補助の対象事業等）

第４条　補助金の交付の対象となる事業、目的、補助対象経費及び補助率等は別表に掲げるとおりとする。

２　同一団体に対する補助は、同一事業につき原則として１回とする。

３　同一事業について、市の財源による他の補助を受けている場合は、補助金を交付することはできない。

４　別表に定めた補助率による補助金額に１，０００円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

（補助金の交付の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松浦市がんばる中小企業応援補助金交付申請書（様式第１号）に必要な書類を添えて、事業着手前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、必要な書類の提出を省略することができる。

２　前項に定める必要な書類は、次に掲げるものとする。

(1) 松浦市がんばる中小企業応援補助金事業計画書（様式第２号）

(2) 松浦市がんばる中小企業応援補助金事業収支予算書（様式第３号）

(3) 事業に要する見積書等

(4) その他市長が必要と認める書類

３　補助金の交付を受けようとする者は、その申請時に仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第６条　市長は、補助金の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

２　市長は、必要がある場合、松浦市がんばる中小企業応援補助事業審査会（以下「審査会」という。）で、補助金の交付の可否及び補助金の額について審査する。

３　前項の審査会の構成等について必要な事項は別に定める。

（決定の通知）

第７条　市長は、補助金の交付を決定したときは、松浦市がんばる中小企業応援補助金交付決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、松浦市がんばる中小企業応援補助金不採択通知書（様式第５号）により申請者に対して通知するものとする。

（申請の取下げのできる期限）

第８条　申請の取下げをすることのできる期限は、松浦市がんばる中小企業応援補助金交付決定通知書を受け取った日から３０日を経過した日までとする。

（計画の変更等）

第９条　申請者は、次に掲げる事項について事業内容を変更しようとするときは、松浦市がんばる中小企業応援補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第６号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 事業全体の変更

(2) 事業内容の変更

(3) 市長が承認した額（承認事業費）の２割を超える増減

２　申請者は、事業を中止又は廃止しようとするときは、松浦市がんばる中小企業応援補助金（変更・中止・廃止）承認申請書に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

３　市長は、前２項で申請のあった補助金の変更等について承認したときは、松浦市がんばる中小企業応援補助金事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第７号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の決定の取消し）

第１０条　市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金を交付目的以外の用途に使用したとき。

(3) 第７条に基づく市長が付した条件に違反したとき。

（実績報告）

第１１条　補助金の交付を受けた者は、事業が完了した日から３０日を経過した日又は完了した日の属する年度の３月１５日のいずれか早い日までに、松浦市がんばる中小企業応援補助金実績報告書（様式第８号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　前項の必要な書類は、次に掲げるものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、必要な書類の提出を省略することができる。

(1) 松浦市がんばる中小企業応援補助金事業実績書（様式第９号）

(2) 松浦市がんばる中小企業応援補助金事業収支精算書（様式第１０号）

(3) 事業に要した経費を証するもの

(4) 事業の実施を証した写真

(5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１２条　市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合には、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、松浦市がんばる中小企業応援補助金確定通知書（様式第１１号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１３条　前条の規定により通知を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、松浦市がんばる中小企業応援補助金交付請求書（様式第１２号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。

（交付の方法）

第１４条　特定創業奨励事業については、松浦市まつうら地域振興券交付事業実施要綱（平成２８年松浦市告示第６１号）に規定するまつうら地域振興券の相当額の交付をもって充てるものとする。

　（補則）

第１５条　この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成２７年４月１日から施行する。

（失効）

２　この告示は令和８年３月３１日限り、その効力を失う。

附　則（平成２９年３月２４日告示第４９号）

この告示は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年９月２８日告示第１３８号）

この告示は、告示の日から施行する。

附　則（令和４年３月２５日告示第４１号）

この告示は、告示の日から施行する。

附　則（令和５年３月２４日告示第２６号）

（施行期日）

１　この告示は、令和５年４月１日から施行する。

　（経過措置）

２　この告示による改正後の松浦市がんばる中小企業応援補助金交付要綱の規定は、令和５年度の補助金から適用し、令和４年度の補助金に係る規定は、なお従前の例による。

別表（第４条関係）

松浦市がんばる中小企業応援補助金補助対象事業及び補助率一覧表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 目的 | 事業内容 | 補助対象経費 | 補助率等 |
| 新商品開発・販路拡大事業 | 事業者の新たに行う事業等に必要な経費の一部を補助することにより、市内事業者の売上向上等に繫がること。 | 新商品開発、販路拡大、業務効率化（生産性向上）、移動販売等の買物支援、空き店舗対策等の取組により、売上向上等を図るため、支援団体の指導により事業計画を策定し実施する事業 | 謝金、旅費、委託費、機械装置費、宣伝費、原材料費（研究等に使用するものに限る）、運搬費、車両改造費、施設整備費、備品購入費、会場使用料等 | 対象経費の１／２以内  （１事業当たり補助限度額３０万円） |
| 特定創業奨励事業 | 新規創業者の事業継続を図ること。 | 市が行う特定創業支援事業を受け、証明書の発行を受けた事業者が創業を継続したとき。 |  | 特定創業１事業者当たり１０万円 |
| ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）導入支援事業 | ＤＸ化の促進を図る事業に必要な経費の一部を補助することにより、業務効率化・生産性向上に繋がること。 | ソフト導入やその導入に対するサポート、専門家の研修等によるＩＴ人材の育成等の取組により、市内事業者のＤＸ化の促進を図るため、支援団体の指導により事業計画を策定し実施する事業 | 謝金、講座受講料、旅費、委託費、ソフト導入費（導入にかかるサポート費用を含む）等 | 対象経費の１／２以内  （１事業当たり補助限度額３０万円） |